

## 「歴史の説明」について

丸 山 高 司

(一)

十九世紀半ばから二十世紀初頭にかけて、社会科学の方法についての反省が、とくに歴史学を舞台にして行なわれた。この方法論的問題は、従来、二つの立場で争われてきた。「実証主義」と「観念論」とである。「実証主義者」は、自然科学の方法が歴史学（もしくは社会科学一般）にも適用されるべきであると主張した。ユントは、あらゆる現象が「不変的な自然法則」に従わねばならないと考え、この自然法則の探究に向かう精神のあり方を「実証的」ないし「科学的」と名づけた。彼は、社会的現象についての学問もこのような意味での実証的段階に入らねばならぬと主張し、いわゆる「社会物理学」の必要性を唱えた<sup>(1)</sup>。また、ミルは、社会的現象を説明すると思われるさまざまな「経験的法則」が、もっと高次の一般的諸法則から演繹されねばならないと考えた。彼によれば、この手続（逆演繹的方法）こそが社会科学を「科学」たらしめる方法なのである<sup>(2)</sup>。他方、「観念論者」と呼ばれているひとびとは、歴史学を、一般法則（自然法則）の探究に向かう自然科学と鋭く区別させようとした。ヴィンデルバントは、「法則定立的」と「個性記述的」という対概念を設定した<sup>(3)</sup>。リッケルトは、『一般的な諸法則によって規定されたかぎりでの』諸事物の「現存在」としての「自然」に、「価値関係的手続によって規定されたかぎりでの諸事物の現存在」としての「文化」を対置させた<sup>(4)</sup>。ディルタイは、法則的秩序としての自然を構成する自然科学に、「体験」の客観的「表現」の「了解」によって体験そのものへと向かう「精神科学」を対立させたのである<sup>(5)</sup>。「実証主義」と「観念論」とのこうした相違

は、諸々の経験科学の「知識の地球」にどのようにして境界線を設定すべきであるのか、また、その境界線を設定するさいの論理的根拠は何かという問題についての見解の相違である。

「歴史の説明」に関するさまざまな議論——一九四二年のヘンペルの論文がこれらの議論の端緒である——も、これと同様の「歴史学の方法論的問題」を扱っているのである。ただし、その議論はいっそう明確になっている。というよりはむしろ、或る限定的な枠組が設定されて、この枠組のなかで議論が行なわれるようになったのである。というのは、歴史学の「方法」は、「説明の論理構造」の分析をつうじて明らかにされるからである。「実証主義者」——ここではポッパーやヘンペルなどのひとびとを意味する——は、「科学」というものを探究の最終産物である「言語内存在」（理論）のみで考え、科学の「方法論」にとつて真に重要なのは「いかにして理論を考えつづくに至ったのか」という点ではなく「いかにして理論を検証しうるのか」という点であると主張した。そして、この要求を満たす一つのモデルが提出された。「ポッパー—ヘンペル理論」「演繹的「法則的モデル」」「カパー法則理論」「法則包摂理論」などと呼ばれているのがそれである（本論では「科学的説明」と呼ぶことにする）。「説明」に関して言えば、特殊的事象を説明するということは、<sup>(7)</sup>説明されるべき特殊的事象を一般法則のもとに演繹的に包摂すること<sup>(8)</sup>である。それゆえ、説明に関する問題は、説明の「論理構造」、とくに、説明における「一般法則の論理的機能」に関する問題に焦点が絞られることになる。実証主義者は、自己の提出した「科学的説明」のモデルが、基本的には、歴史学にも妥当しうると主張するのである。たとえば、歴史家が出来事の生起の「なぜ」を説明しようとする場合には、「暗黙のうちにせよ」かならずなんらかの一般法則に言及しており、そしてこの一般法則が説明原理としての機能を果たしているのであるから、この点に関しては歴史的説明の固有性はいえぬ、と。すると、歴史学と自然科学との間の重要な相違としてしばしば強調されてきた事柄、つまり、自然科学は一般法則へと向かい、歴史学は個別的出来事へと向かうというこの相違は、ポッパーによれば、一般法則の「検証」を重要とみなすかそれとも特殊的事象の「説明」に重き

を置くかの相違、すなわち、研究者の「関心」の相違にほかならない<sup>(8)</sup>。さらに、ヘンベルによれば、自然科学と歴史学との相違は、ただ「厳密さの程度の差」でしかない。すなわち、歴史の説明は、「科学的説明」を指向しうるけれどもしばしば不十分なものとして——「不十分な」というのは、その説明が「初期条件」と「普遍的仮説」とを明示していないからである——、「説明のスケッチ」と呼ばれるべきものである<sup>(9)</sup>。いづれにしても、これらの相違は「方法の単一性」というテーゼを損うものではない、というのが彼らの見解である。「歴史の説明」に関する論争は、このような実証主義者の見解——「科学的説明」との比較において歴史の説明の論理構造を分析しようとする——を端緒として、これに対する観念論者の批判、さらに実証主義者の再批判というかたちをとって展開されてきたのである。

ところで、このような議論の枠組——説明の論理構造を問題とする——のなかで考えた場合、また、観念論者が「科学的説明」に対立するものとして「歴史の説明」を主張する場合、この「歴史の説明」という概念が何を意味するのであるかがまず明らかにされねばならない。しかるに、「歴史」ないし「歴史の説明」という概念はきわめて曖昧である。第一に、「歴史」という概念は「自然史」をも含めている。だが、歴史学が自然科学との鋭い対立物として考えられる場合には、自然史を含めた歴史概念だけでは不十分である。もともと、観念論者たちが歴史学を自然科学との対立において考えざるをえなかったのは、「人間的事象」のみが有する固有な性格、およびそのような事象にのみ妥当しうるような認識方法を考慮したからである。ディルタイにとっては、「精神科学」の対象は「精神の客観化」にほかならず、この対象についての知識が可能になるのは、自己の体験をその対象に移入すること（了解）によるのである。「歴史的世界の構成」もこの方法によるのみ可能である<sup>(10)</sup>。リッケルトにとっては、「文化科学」の対象は、「価値を認められた目的に従って行動する人間によって、直接生産されたもの、あるいは……（その価値のゆえに）わざと保護されたもの」としての「文化」<sup>(11)</sup>であり、従って、彼はウェーバーとともに次のように主張せねばならない。「文化科学の先験的前提」は、「われわれが、意識的に世界に対して態度をとりかつ世界に意味を与える能力

と意志とを備えた文化人である」ということである。<sup>(12)</sup>つまり、歴史学が自然科学との対概念であるためには、歴史学はなによりもまず「精神科学」ないし「文化科学」でなければならぬ。ところが第二に、「歴史的説明」という概念は、人間歴史の研究（歴史著述）一般の「基本形式」を表現する概念でもない。<sup>(13)</sup>というのは、一見して明らかのように、実際の歴史著述はきわめて多様だからである。実際の歴史研究は過去を一定の相のもとでとらえたもの（トネル的歴史）であり、それゆえ、社会史、経済史、政治史、思想史などの分野が区別されねばならない。これに加えて、それぞれの分野においても、扱われるべき時代や場所の相違があり、時代や場所の大きさの相違もある。これらさまざまなレヴェルの違いは、それ自体歴史研究の方法の違いを余儀なくさせるであらう。さらに重要なのは「事件史」と「構造史」との対立である。この「叙述」と「分析」との対立こそ、当面の課題である方法的対立を反映しているのである。いずれにしても、「歴史的説明」という概念が、「自然史の研究」ないし「歴史著述一般の基本形式」を意味しているとみなされるかぎり、この概念は、「科学的説明」の対概念とはなりえない。もともと、「科学的説明」に關しても、このモデルは——数学的物理学にはそのまま適用されうるかもしれないが——自然科学一般の実際的手続を忠実に反映しているものとみなされるよりは、むしろ、自然科学が指向すべき一つの「理想型」とみなされるべきである。「歴史的説明」という概念も——それが実際の歴史研究を考慮していることは事実であるが——、「科学的説明」と最も鋭い対立的性格を担っている一つの理想型を意味しているのである。この理想型に明確な表現を与えるのが「了解」（表現の解釈）である。すなわち、方法論の議論において真に問題とされるべきは、「説明」と「了解」との対立なのである。

しかし、歴史学を「了解」のカテゴリで考えることは、歴史学の説明的諸要素をすべて否定することを意味するのではない。歴史学は「経験科学」として、あくまでも「経験的实在の思维的秩序」を究明するのであり、そのためには、一般概念ないし一般化を用いねばならない。カーが述べたように、「歴史家は、……まさに言葉を用いること

によって一般化を免れえない<sup>(14)</sup>のである。さらに、歴史家は、出来事が「なぜ」起こったのかを明らかにするという意味で「説明」を求めているのであり、この説明のために一般法則を用いることさえあるだろう。これらのことはすべて事実として認められねばならない。

ところで、「説明」と「了解」とを方法論的対概念として設定することに対して、さまざまな反論が出されているのである。このなかでも一番重要なのは実証主義者の反論である。つまり、「感情移入」「追体験」「再行為」という意味での「了解」はたしかに一つの「方法」ではあるが、いわば「発見のための工夫」にすぎないものであって、それ自体ではけっして「説明」を構成しえない、という見解がそれである<sup>(15)</sup>。だが、この実証主義の見解は、「了解」というものが「科学的説明」のカテゴリーには入りえないということを意味しているにすぎない。われわれは、「説明」というものを、ごく常識的に、「なぜ」の「問」に対する「答」と解し、このような「説明」に「科学的説明」と「了解的説明」が区別されるものと考ええる。問題とされるべきは、両者が論理構造においていかに異なるのかということである。フォン・ライトは、「説明」(科学的説明)と「了解」との方法論的対立を大きな思想史の観点から眺め、その対立が実は「ガリレオ派」と「アリストテレス派」との対立、すなわち、「因果的機械論的観点」と「目的論的思想」との対立としてとらえられねばならないと考へた<sup>(16)</sup>。ここで、歴史的説明が「目的論的」であるということは、もちろん、歴史的出来事が全体として或る大きな目標に向かっていているものとして解釈されるべきことを意味するのではない。「目的論的」という概念は、ここでは、あくまでも説明の論理構造に関する概念である。「歴史的説明」は本質的には「了解」としての説明であり、この「了解的説明」は目的論的な論理構造をもつのである。このことは、「歴史的因果的説明」および「行為説明」においてとくに明らかであると思われる。

(1) *Theories of History*, ed. P. Gardiner, pp. 73—82. (本書は以下 *Theories* として引用する。)

(2) J. S. Mill, *A System of Logic*, ch. 10.

- (3) W. Windelband 「歴史学への自然科学」(篠田訳)。
- (4) H. Rickert, *Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft*, § 2, § 10.
- (5) W. Dilthey, *Gesammelte Schriften* VII, SS. 83, 86.
- (6) C. G. Hempel, The Function of General Laws in History (*Theories*, pp. 344—356).
- (7) Cf. K. R. Popper, *The Logic of Scientific Discovery*, § 12; C. G. Hempel, *Aspects of Scientific Explanation*, pp. 335—347.
- (8) Popper, *The Open Society and Its Enemies*, p. 263.
- (9) Hempel, *The Function*. (*Theories*, p. 351).
- (10) Dilthey, op. cit., SS. 86, 87.
- (11) Rickert, op. cit., S. 19.
- (12) M. Weber, Die »Objektivität« sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer (*Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 180).
- (13) 「歴史的説明」が歴史著述の「基本形式」を表現してゐると考へる誤解——言葉からくる誤解——は、ごく歴史家の哲学者に対する非難によく現われつつある。つまり、哲学者が「歴史的説明」の論理的分析をやる場合に、哲学者は歴史著述の「実態」を無視してゐるゝゝのゝゝな反論がなされてゐる。 Cf. G. Lef, *History and Social Theory*, vii; G. R. Elton, *Political History*, p. 117.
- (14) E. H. Carr, *What is History*, p. 63.
- (15) Hempel, *The Function*. (*Theories*, p. 352).
- (16) von Wright, *Explanation and Understanding*, pp. 1—7.

歴史的説明はしばしば「因果説明」のかたちをとっている。これは事実である。だが、歴史的因果関係は、リッケルトによれば「個性的因果関係」<sup>(1)</sup>でなければならぬし、ウェーバーによれば「具体的因果関係」<sup>(2)</sup>でなければならぬ。ここで「個性的」ないし「具体的」という概念は、否定的には、「法則性」に対立するものを意味している。

ところで、エイヤーはヒュームを解釈して、次のような見解を採用した。「特殊な因果関係の確信はすべて因果法の確信を含む」、また、『CがEの原因である』というかたちの一般命題は『CであるときはいつもEである』というかたちの命題に等しい<sup>(3)</sup>、と。つまり、「因果性」は「法則性」と等しい。また、ポPPERによれば、われわれは「原因」や「結果」を「絶対的な仕方」で「語ることはできない。それらは「なんらかの普遍法則」との関連においてのみ規定されうる<sup>(4)</sup>。いずれにしても「因果性」の本質は「法則性」と考えられているのである。さらに、特殊の事象の「因果説明」とは、普遍法則にもとづいて、その事象の生起の十分条件を提示し、その事象の生起の「必然性」を明らかにすることであり、それゆえ、「説明」は原理的に「予測」と結びついている。因果性、原因や結果、因果説明などについてのこうした見解こそ「科学的説明」の基礎をなしているのである。

しかし、この見解はそのままでは歴史に適用されえない。歴史においては、因果性は「特殊な意味で」用いられている。つまり、「歴史的」とは、「偶然的」な出来事の継起に眼を向けることを意味している。アロンが述べているように、「すべての継起が歴史的なのではない。歴史的存在のためには、それが法則によっては説明できないことが必要である。……すなわち、偶然が歴史の基礎である」<sup>(5)</sup>。レフも同じことを強調している。「歴史の特質は、……先行する出来事と後続する出来事との間の不一致、つまり、起こった事と起こりえた事との間の不一致である」と。歴史的説明で要求されているのは、出来事の生起の十分条件を提示し、よってその生起の必然性を明らかにすることではなく——このことは実際的にも論理的にも不可能である——、さまざまな可能性のなかから、「いかに」現実の継起が生じたかを「跡づける」ことなのである。歴史的説明の第一の任務は、法則から見れば偶然的である出

来事が「連続的に」継起することを明らかにすることである。ガリーが歴史的説明を「発生的説明」のカテゴリで考えようとし、ドレイが「連続的事象系列の説明」を歴史的説明の一つとみなすのも、この「連続性」についての理解を提供するのが歴史的説明の重要な機能と考えるからである。すると、この場合、出来事を「歴史的に」説明するために必要な手続は、「歴史的因果帰属」という手続、つまり、「結果」としての出来事を一つないし少数の「原因」に帰属させるという手続である。これらの「原因」は、さまざまな「可能性」の間に「決着」をつけたものとして、すなわち、歴史的継起の「結び目」とみなされうるものである。歴史的因果帰属というこの手続は、説明されるべき出来事が「生起しなかったであろう」という期待の根拠を取り除くために、歴史家が用いることのできる唯一の方法である。

しかし、「歴史的因果帰属」という手続は、一つの出来事が次の出来事に「至る」ための「必要条件」しか提示しないということを含意するのであるから、この点では、「歴史的説明」は「科学的説明」を「ゆるめたもの」でないし「省略したもの」でしかありえないだろう。また、そもそも「必要条件」はどのようにして「選択」されるのであるか。「歴史的因果帰属」という手続は、時間的空間的に無限に存在する諸条件のなかから、一つないし少数の「原因」を「選ぶ」ということをも含意しており、そして、この選択原理はなんらかの一般法則以外にはありえない。これが実証主義者の反論である。この反論は部分的に正しいと思われる。これは、ウェーバーの「客観的可能性」の問題に関連している。つまり、出来事の現実の継起におけるさまざまな「可能性」についてのわれわれの判断は、つねになんらかの「経験的規則」にもとづいている、という見解がそれである。われわれが、「マラトンの戦い」をその後のギリシャ文化の独自の発展の「原因」とみなしうるのは、その戦いが無いと想定したり、あるいは実際とは違った経過をたどったと想定したりした場合に、なんらかの「経験的規則」からして、まったく別の結果が生じたはずであると推定しうるからである。つまり、当の出来事をいくつかの「構成要素」に「分解」し、それらの諸要素を「経験



的規則」にはめこむことよつてのみ、さまざまな「可能性」が考慮されうるのであり、「マラトンの戦い」がそれらの可能性の間に「結着」をつけたものとして、つまり、その後のギリシャ文化の発展の「原因」とみなされうるのである。このような意味で、われわれは「法則論的知識」を必要とする。<sup>(8)</sup>ところが、ウェーバーのこの見解は、「法則」が説明原理となつてゐるという実証主義者の見解と同じではない。その理由は、第一に、もしその「経験的規則」が「法則」のようなレヴェルのものであるならば、この場合、法則は説明原理としての機能をもつのではなく、せいぜい、説明のための「導きの糸」ないし「推論のための免許証」としての機能をもつにすぎないからである。なぜなら、法則は、あまりに一般的であるゆえに、具体的な出来事に関して、どのような出来事がその法則のもとに包摂されるのであるかまたは排除されるのであるかということについての知識を何もわれわれに提供しえないからである。第二に、その「経験的規則」が歴史家にとって真に方法的意義を有するようなものであるならば、その場合には、その「規則」はずでに「法則」ではありえない。なぜなら、その「規則」は特定の時代や場所ならびに特定の社会情況のもとでのみ妥当しうるものだからである。これは、ドレイが「ルイ十四世」の例で明確に指摘したことがある。<sup>(9)</sup>

この点に関連して、ポッパーおよびヘンベルの主張を批判的に検討してみよう。ポッパーによれば、特殊的事象の「説明」ないし「予測」、および普遍法則の「検証」は、すべて同一の論理構造をもつ。そのいずれに重きをおくかは研究者の「関心」の相違によるものであり、この相違自体は「方法的相違」を意味しない。「歴史科学」は、もつぱら特殊的事象の「説明」にのみ関心をもつ「科学」として分類される。「歴史科学」のローカルな特色は、彼によれば、それが用いる法則が「trivial」だという点に存する。ところで、この概念は二つの意味を担っている。第一に、普遍法則が「trivial」だということは、それが「当然のもの」として前提されていること、つまり、普遍法則が「さまざまな観察が関連づけられる関心の中心として」作用しない、ということの意味する。<sup>(10)</sup>ここでは、歴史家は、或る化合物

を「おきまりのテクニクを用いて」分析する「実務的化学者」と同じ立場にすることになる。両者はともに「普遍法則の消費者」にすぎない。両者はともに「歴史科学者」なのである。ところが、第二に、「*Historie*」とは、普遍法則が、「さまざまに観察がなされる見地として」作用しない、<sup>(11)</sup>ということをも意味している。するとここでは、「歴史家」と「実務的化学者」とは全く異った立場にすることになる。歴史家は普遍法則「以外に」なんらかの「見地」を必要とし、この見地が反証不可能である場合には、歴史の説明は「解釈」と呼ばれるべきものである。このようなポツパーの見解に従えば、当面の課題である「歴史の説明」は、彼の言う「歴史科学」のカテゴリーに入ることはできない。なぜなら、「歴史の説明」における普遍法則は二重の意味で「*Urwort*」だからである。ポツパーの二つの実例を取りあげてみよう。その一つはジョルダノ・ブルーノの死についてであつて、歴史家がブルーノの死を説明する場合には、生理学的普遍法則を「暗黙のうちに仮定している」というものである。<sup>(12)</sup>もちろん、普遍法則は歴史的出来事の「なか」でも作用する。ブルーノは生理学的普遍法則に従つて死なねばならない。だが、その法則自体が「歴史的説明」を構成しうるのではない。その法則を用いた説明は——ポツパーの分類では「歴史科学」ではあるが——、「歴史的」にはどうでもよいものである。もう一つの例は二つの軍隊の戦闘についてであつて、われわれが一方の側の勝利を説明しうるのは「軍事力に関する或る社会学法則」にもとづいてである、<sup>(13)</sup>というものである。たぶん、歴史家はそのような法則を用いるであろう。だが、その法則が普遍的であるかぎり、それは歴史家の観察の「見地」とはなりえない。いずれにしても、「歴史的説明」は、ポツパーの言う「科学」のカテゴリーに入りえないのである。

ヘンペルは、「すべての科学的説明が、厳密に普遍的な<sup>(14)</sup>かたちの法則にもとづいているとはかぎらない」として、「確率的説明」をも「科学的説明」のなかに加えようとするのである。だが、このことによつて、「演繹的」法則的説明において確立された「科学性」の概念がきわめて曖昧なものになってしまうことは否定できない。第一に、「確率的説明」の原理としての法則は「統計的法則」であるゆえに、「反証可能性」の規準は、このモデルではもともと意

味をなさない。第二に、「演繹的」法則的説明が「科学的説明」でありうるのは、それが、説明されるべき事象が起こらなかつたという可能性をすべて排除しうること、つまり、当の事象が「必然的に」生起したことを明らかにしうることによるのである。<sup>(15)</sup>だが、「確率的説明」はこの条件を満足しない。以上の二点は「科学性」に関して致命的な欠陥である。もつとも、これらの欠陥は原理的なものであって、「確率的説明」の実際の効用を全面的に否定しない。しかし、「歴史的説明」がこのモデルに還元されうるとは考えられない。ドナガンが指摘したように、このモデルが説明するのは、特殊的事象ではなく、「Hass-event」だからである。<sup>(16)</sup>たしかに、このモデルは、特殊的事象の生起を「合理的に期待すること」の支持を与えうるかもしれないが、そのことによって特殊的事象の説明が完了するのではない。また、このモデルが「科学的説明」を指向し、それゆえ、統計的法則が普遍的法則を指向しているならば、それだけ「歴史的説明」にとつての有効性は少なくなるのである。

したがって、「科学的説明」にしろ「確率的説明」にしろ、これらのモデルそれ自体が「歴史的説明」を構成しうるのではない。それらのモデルの機能は、歴史においては、「説明」することではなく、むしろ、説明が求められるべき領域を明確にすることである。「普遍的法則」あるいは「統計的法則」は、歴史的説明のための「導きの糸」ないし「推論のための免許証」という意味でのみ、歴史家の「手段」であり、この意味でのみ、歴史家はそれらの法則の「消費者」なのである。

- (1) Rickert, op. cit., S. 95.
- (2) Weber, op. cit., (GA&W, S. 178).
- (3) A. J. Ayer, *Language, Truth and Logic*, p. 57.
- (4) Popper, *The Poverty of Historicism*, p. 124.
- (5) R. Aron, 「歴史哲学入門」(霧生訳) 二四—二五ノーツ。

- (6) W. B. Gallie, *Explanation in History and the Genetic Sciences* (*Theories*, pp. 386—402).
- (7) W. Dray, *Law and Explanation in History*, pp. 66—72.
- (8) Weber, *Kritische Studien auf dem Gebiet der kulturwissenschaftlichen Logik* (GAzW, SS. 275, 296).
- (9) Dray, *op. cit.*, pp. 33 ff.
- (10) Popper, *The Poverty*, p. 150.
- (11) Popper, *ibid.*
- (12) Popper, *The Poverty*, p. 145.
- (13) Popper, *The Open Society*, pp. 264, 265.
- (14) Hempel, *Philosophy of Natural Science*, ch. 5, §§17, 18, 19.
- (15) A. Donagan, *Explanation in History* (*Theories*, p. 430).
- (16) Donagan, *The Popper-Hempel Theory Reconsidered* (*Philosophical Analysis and History*, ed. W. Dray, p. 430).

## (II)

ところで、「歴史的因果帰属」の手続において、「原因」を「選択する」第二原理は「価値視点」である。歴史的因果関係が「個性的」ないし「具体的」であるということは、否定的には、法則に対するもの（偶然）を、積極的には、価値視点によって規定されたもの（意味）を意味している。歴史的因果説明は、諸々の出来事が「因果的に可能」であるということを示すだけでなく、それらの出来事の「有意義な」関係をも明らかにし、よって「諸々の出来事の連続的かつ意味明瞭な全体」を構成するのである。

「歴史科学」は——その語の本来の意味においては——、「歴史的に有意義な」出来事、あるいは「文化価値」に係づけられた出来事の「意味」を扱うのである。この「意義」ないし「意味」は、その出来事の機械論的な「原因」

から導出されるのではない。「黒死病」はたしかに「歴史的に有意義な」結果を後に残したが、その「意義」は、黒死病の「バクテリア」や「伝染の原因」のなかに「予示」されていたのではない。<sup>(1)</sup> 歴史学の対象としての「黒死病」は、「本質的なもの選択原理」としての「価値視点」にもとづいて、われわれが「了解」するような「意味」ないし「意義」だけである。それゆえ、出来事を「歴史的因果的に」説明するということは、「その出来事の個性的性格のすべてを完全に『再現し』因果的に説明すること」を意味しているのではなく、「一定の観点のもとで『普遍的意義』をもち、それゆえ歴史的関心の対象となるような『構成要素』および『部分』を因果的に説明すること」を意味しているのである。<sup>(2)</sup> われわれが、ルター(1)の九五ヶ条提題を宗教改革の「原因」の一つであるとみなしうるのは、「宗教改革」という一つの実現された文化価値を抽出し、この価値への関係づけにおいて、ルター(2)の行為がいかなる「意味」をもっていたかを「了解」しうる場合だけである。われわれが了解しうるような意味をもたない出来事は、もともと、歴史的因果関係のなかに組みこまれることはない。ヨーロッパ文化の生成にとって、「インディアンの二つの部族間のなぐり合い」は、「マラトンの戦い」ほどには歴史的意義をもちえず、したがって、ヨーロッパ文化の生成における「実在的因果的構成要素」とはなりえないのである。つまり、歴史的因果関係においては、「本質的な」構成要素だけが問題となるのである。「歴史的因果帰属」の手続は、たんに「法則」ないし「経験的規則」によって可能なのではなく、「価値」の契機を必然的に含むのである。

ところで、歴史的因果説明が「了解」(或る価値体系にもとづいて出来事を意味づけること)を前提としているがゆえに、その説明は「主観的」になるのかどうかという問題は当面の課題ではない。問題とされるべきは、そのような「了解」にもとづいた説明がいかなる構造を有するのかということだけである。さて、「科学的説明」と「了解的説明」をウェーバーの言葉に置き換えて比較してみると、「科学的説明」とは「法則にもとづいて実在を分析し、一般概念のなかにおいて実在を秩序づけること」であり、他方「了解的説明」とは「実在に意義を与えるところの価値理

念に実在を関係させ、このことによって色どられた実在の構成要素を、その文化意義の観点のもとに取り出し秩序づけること<sup>(3)</sup>である。両者はともに「実在の思惟的秩序」を求めているのであるが、「論理的」には全く別のものとして扱われねばならない。ここでは、了解的説明とは、諸々の出来事を「価値理念」の実現体として捉え、こうすることによって、それらの出来事を、意味的統一をなす一つの全体へと構成することである。ウォルシュは、説明のこの手続を「さまざまな出来事を『適当な概念』のもとに『総括すること』と表現した<sup>(4)</sup>。また、ドレイによれば、この説明は「法則による説明」ではなく「概念による説明」であり、「x、y、zはQに等しい」として定式化されるような説明である<sup>(5)</sup>。ここで、「適当な概念」ないし「Q」に相当する概念は、われわれが「価値視点」にもとづいて了解するところの「指導的価値理念」を表現する概念であり、それゆえ、この概念は「類的に一般的」のではなく「内容的に包括的」ないし「意味包括的」とみなされねばならない。このような概念のもとにおいて諸々の出来事を統一するがゆえに、この説明は「総合的」ないし「総括的」なのである。また、このような統一にもたらされることによって、それらの出来事は互いに意味連関（内的連関）を有するものとして考えられうるのである。つまり、或る包括的な概念のもとにおけるさまざまな概念間の「階層的な意味的秩序」、これが「了解的説明」の論理構造である。この論理構造が「目的論的」と呼ばれるのは、ひとえに、それが「価値関係的概念構成」<sup>(6)</sup>であるという理由によるのである。ここでは、「説明する」とは、さまざまな概念を全体的な概念に「織り込む」ことなのである。

ところで、このような了解的説明は、形式的に言えば、「なぜ」説明ではなく「なに」説明にすぎないと考えられるかもしれない。しかし、歴史的因果説明の目的が「諸々の出来事の連続的かつ意味明瞭な全体」を構成することであるならば、このような「全体」は、「なに」説明（価値関係的概念構成）によってのみ可能なのである。十六世紀における教会の状態、当時のドイツの中央権威の脆弱ならびに分裂的な政治機構、人文主義の台頭、ルターの九五ヶ条提題、一五二〇年のルターの三つの論文、ウォルムス国会、これらすべては「宗教改革」の構成要素とみなされ

うるであろう。たしかに、それらの構成要素は「因果的」に考察されうる。だが、それらの要素はそれぞれさまざまな可能性のなかの一つの実現体であり、また、それらの要素の因果系列は、現実に生起した無数の（分岐しまた錯綜した）因果系列の一つであるにすぎない。歴史家がこれらの要素を「因果的に跡づける」ことができるのは、それらの要素が、なんらかの経験的規則ないし一般法則によって「因果的に可能である」とみなされるだけでなく、まさに、「宗教改革」の構成要素としてとらえられるからなのである。歴史的因果説明とは、「なに」が「いかにして」生起してきたかを説明することによって、出来事の「なぜ」を明らかにするのである。

- (1) Weber, Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie (GAzW, S. 54).
- (2) Weber, Kritische Studien. (GAzW, S. 272).
- (3) Weber, Die Objektivität. (GAzW, S. 176).
- (4) W. H. Walsh, *An Introduction to Philosophy of History*, pp. 25, 59—62.
- (5) Dray, "Explaining What" in *History Theories*, pp. 403—408.
- (6) Rieckert, op. cit., S. 94.

#### (四)

「歴史的因果関係」の構成要素はその大部分が「行為の結果」であり、したがって、行為もまた歴史的因果系列のなかに織り込まれている。だが、「行為説明」それ自体は「因果説明」ではない。行為説明は「了解的説明」であり、「科学的説明」とは「概念的」にも「論理的」にも全然別である。観念論者は、歴史的説明のなかでもとくに「歴史的」たるものを、つねに、「行為説明」に求めてきたのである。

行為説明についての観念論者の見解を二、三の例で明らかにしてみよう。コリングウッドは、歴史の本来の対象は「行為」であると断定し、この点で「歴史的」探究の特質を明らかにしようとした。彼の見解では、行為とは「一つ

の出来事の外部と内部との統一<sup>(1)</sup>、もしくは「さまざまな思惟の外界への表出」である。われわれが行為を理解するために、その「外部」をただ「眺める」だけではなく、その「内部」を「透視」せねばならない。「なぜブルータスはシューザーを殺害したのか」を理解することは、「ブルータスはなにを考えていたのか」を理解することである。この意味で、「すべての歴史は、過去の思惟を歴史家自身の精神において再行為することである」<sup>(2)</sup>。また、ドレイは行為説明を「rational explanation」と名づけた。というのは、行為説明とは、行為者の「計算」(行為者の信念、目的、原理など)をその行為の「根本的理由(rationale)」として明らかにすることだからである。つまり、「rational explanation」とは、「行為と計算とがマッチするところの或る種の論理的均衡に達しようとする試み」とみなされうる<sup>(3)</sup>。さらに、ウェーバーは「了解」と「因果的説明」とを対照させて次のように述べている。「われわれは、人間の行動を解釈するために、すくなくとも原理的には、次のような目標を設定することができる。すなわち、人間の行動がわれわれの法則的な知識と一致しようという意味で『可能な』ものとしてそれを『把握』するという目標だけでなく、それを『了解する』という目標である」と。つまり、行為は、「法則論的に『可能な』ものとして」だけではなく、『目的論的に合理的なものとして』とらえられねばならない。そして、この場合、『法則』は、行為の解釈それ自体に関しては、われわれにとってなにもをも『意味し』ない<sup>(3)</sup>。さて、コリングウッド、ドレイ、ウェーバーの三者において完全に一致している点は、行為の解釈(了解的説明)が行為者の「思惟」「計算」「動機」を了解することによってのみ可能だということ、この了解それ自体に関しては法則が何の役割も果たしえないということである。ところで、「思惟」「計算」「動機」などを一括して「志向性」と呼ぶならば、「志向性のあらゆる観念内容、あらゆる対象」が「意味」である。観念論者の主張する「行為説明」とは、「志向性」の「了解」をつうじて、行為の「意味」ないし「意味連関」を「解釈する」ことである。



すると、このような意味での「行為説明」は、実証主義者の言う「説明」とは「概念的」に全々別であることがま  
 ず明らかとなる。なぜなら、ここでの「行為説明」は、「因果的説明」——行為を一般法則のもとに包摂し、行為の  
 原因を提示し、よって行為の必然的生起を明らかにすること——ではないからである。<sup>(5)</sup> もっとも、コリングウッドの  
 ような見解もある。彼は、行為に対する「なぜ」という問が行為の「原因」を求めているのであれば、この「原因」  
 は「行為者の思惟」であると述べているのである。彼は「歴史的原因」という概念で二つのものを意味している。そ  
 の一つは「作用因」で、それは行為者の置かれている「状況」のことである。だが、それは「単なる」状況ではなく、  
 行為者自身が「考え」「信じ」ていた状況である。他の一つは「目的因」で、それは、行為者自身が把握した状況に  
 おいての、行為者自身の「意図」である。この二重の意味での「原因」を明らかにすることによって行為説明が可能  
 になる、というのが彼の見解である。<sup>(6)</sup> この見解は基本的には正しい。だが、ここで「原因」という概念を使用するこ  
 とは混乱を惹き起こすだけである。<sup>(7)</sup> ガーディナーが指摘したように、歴史の解釈をめぐっての「唯物論」と「観念  
 論」との対立は「架空の対立」である。われわれにとっての問題は「原因の二つの領域」ではなく、「説明」とい  
 う語のさまざまな使用法<sup>(8)</sup>なのである、と。つまり、行為説明は、行為の「内側」を「原因」とする「特殊な因果説  
 明」とみなされるべきではないし、また、そのような理由によって「行為説明」が「科学的説明」と区別されるべき  
 でもない。問題とされるべきは、「説明」という語の使用法<sup>(9)</sup>における「観念論」と「実証主義」との対立、すなわち、  
 「行為の必然的生起を明らかにすること」と「行為の意味ないし意味連関を明らかにすること」との対立であり、ま  
 た、両者の論理的な区別である。

さて、行為説明の論理を明らかにするために、まず行為概念を簡単に分析しておかねばならない。われわれが「行  
 為」という概念で意味しているのは、通例、「目標に向けられた身体」運動<sup>(9)</sup>のことである。「目標への志向」が「意  
 図」である。目標としての物理的な帰結が「行為の結果」である。行為の概念は、「目標」「意図」「行為の結果」に

ついでに概念なくしては不可能である。換言すれば、これらの概念が適用されうるか否かということが、「行為」を「身体」運動」から区別する原理である。われわれは、或る人物Aの手の運動を、空間座標を設定することによって純粋に量的に記述することができる。この場合、Aの手の運動は「身体」運動」と呼ばれるべきものである。他方、われわれがAの手の運動を「窓を開ける」とみなすならば、われわれはAの「行為」について語っているのである。ところで、Aの手の運動を「窓を開ける」という「行為」とみなすこと——行為を性格づけること、行為の「なに」であるかを明らかにすること——は、どのような手続によってであらうか。第一に、身体」運動の類似ないし相違は、行為の性格づけに關して何の役割も果たさない。というのは、「窓を開ける」という行為は無限に多様な様式をもちうるからである。われわれは窓を開けるのに手で押してもよいし、足で蹴ってもよい。また、その各々の様式における、手や足の動きは無限に多くの変化度をもちうるのである。他方、まったく同一の身体」運動が別種の行為であることもあるだろう。窓を開けることと本に手を伸ばすこととは、手の運動それ自体としては完全に同じでありうるのである。第二に、行為の性格づけは、身体」運動の「因果的な帰結」に言及するだけでは十分ではない。たしかに、われわれが、Aの手の運動を「窓を開ける」という「行為」とみなす場合には、「Aの手の運動」が「窓が開く」ための適切な運動であることを前提としているのである。つまり、「窓が開く」という物理的な事象は、「Aの手の運動」の因果的な帰結であるわけである。だが、Aの手の運動は「窓が開く」という現象のほかにも無数の因果的帰結——たとえば、彼のシャツのしわが伸びる、とか、部屋の温度が下がるといった帰結——を伴いうるのである。とすれば、これら無数の因果的帰結のなかでどれが「目標」であるのかをわれわれが設定することなしに、Aの行為の「なにであるか」がけつして明らかにはならないのである。いづれにしても、われわれが行為の性格づけをなしうるのは、Aの身体運動のなかに、Aの「意図」ないし「行為の結果」としての「目標」を「読み込む」場合だけである。この「意図の読み込み」が行為の「なにであるか」を「了解」ということである。ところで、Aの手の運動が「窓を開け

る」という「行為」とみなされた場合には、「窓が開く」という物理的事象はその「行為」の「因果的帰結」と考えられてはならない。なぜなら、その「窓が開く」という事象は「行為の結果」とみなされているのであり、それゆえ、その「結果」は「行為の本質的な『部分』」だからである。「行為」と「行為の結果」との結びつきは、この意味で「論理的」なのである。<sup>(10)</sup>

さて、「なぜAは窓を開けるのか」という問に対しては「Aは部屋を換気するのだ」という答が与えられたならば、われわれはこの答を十分な「行為説明」と考えることができる。この場合、説明を求められているのは、あくまでもAの「行為」である。つまり、「一定の目標への志向(意図)」ないし「行為の結果」としての「目標」がすでに明らかになっていることが前提されているのである。行為を説明するということは、行為の「さらに遠い目標ないし行為の結果」を明らかにすること、たとえば、「窓を開ける」という行為が「部屋を換気する」という目標に向けられていることを明らかにすることである。このことは、すなわち、「窓を開ける」という行為を、「部屋を換気する」という「目的」に対する「手段」とみなすことを意味している。この行為説明の論理構造 (practical syllogisms) は、フォン・ライトに従って、次のように定式化することができるであろう。<sup>(11)</sup>

- ① Aは部屋を換気しようと考える。(意図ないし目的)
- ② Aは、窓を開けなければ換気しえないと考える。(目的に対する手段としての行為)
- ③ したがって、Aは窓を開ける。(手段としての行為)

さて、フォン・ライトが明らかにしたように、この「行為説明」と「科学的説明」との「論理的」な相違は、説明の妥当性が法則の妥当性に依存しているか否かの相違である。「科学的説明」の妥当性は、それが使用する法則の妥当性に依存している。ところが、「行為説明」では、②の言明の「真」「偽」は説明の妥当性には影響しないのである。<sup>(12)</sup>たとえば、「窓を開ける」ことが「換気」のために全然役立たない状況を仮定してみると、この場合、②の言明は「偽」

である。にもかかわらず、「Aは換気するために窓を開ける」という説明は、「行為説明」としては十分なのである。というのは行為説明とは、「意図」と「説明」との「論理的な連関」を明らかにすることにほかならないからである。行為説明を「行為と計算とがマッチするところの或る種の論理的均衡に達しようとする試みである」とするドレイの見解も、たぶん、このようなことを意味していたと考えられるのである。「意図」と「行為」との「論理的な連関」ないし「論理的な均衡」の把握、これが行為を「了解」するということである。

「行為説明」のこのような特質をさらに明らかにするために、ヘンペルの取りあげた実例の一つを批判的に検討してみよう。その実例とは、「ダストロポウルの農民達はカリフォルニアへ移住する。『なぜなら』引き続き干ばつや砂嵐が彼らの生活をますます不安定にし、そして、彼らにとってカリフォルニアがきわめてより良い生活状況を提供するように思われたからである」、というものである。<sup>(13)</sup>ヘンペルによれば、この「なぜなら」という語は或る「一般法則」ないし「普遍的仮説」への言及を意味しているのであり、この実例の場合には、「住民はより良い生活状況を与える地域へ移住する傾向がある」という「仮説」への言及を意味している。しかし、われわれは、このような「仮説」が与えられないでも農民達の行為を十分に理解しうるのである。むしろ、この場合には、その仮説は農民の行為の理解にとって障害となっているとさえ言いうるのである。というのは、第一に、「農民」の行為を「説明する」と言われているその仮説においては、「農民」が「住民」へと一般化されているからである。ところが、われわれが「農民」の行為を理解するのは、「農民」とはどのようなひとびとであるのか、「農民」にとって「ダストロポウル」とはどのような「状況」であるのか、したがって、彼らの「移住」はなにを目的としているのか、ということを理解するからである。「金鉱採掘者」としては、「砂嵐」や「干ばつ」は、彼らの生存を不安定にする状況をなんら意味しない。第二に、カリフォルニアは、農民たちにとってより良い生活状況を与える場と「思われて」いるにすぎない。もしカリフォルニアが、現実には、ダストロポウルよりもさらに悪い生活を彼らに強いる場であったとしても、つまり、そ

の仮説が「偽」であったとしても、その「説明」は十分に妥当しうるのである。われわれは、農民たちの行為を彼らの「意図」との連関において理解しうるからである。すなわち、説明原理だと言われているその「仮説」は、行為それ自体の理解に対しては何の役割も果たさないのである。

- (1) R. G. Collingwood, *The Idea of History*, pp. 213—215, 217.
- (2) Dray, *Laws and Explanation*, pp. 124, 125.
- (3) Weber, Roscher und Knies. (GAZW, SS. 67, 68, 70).
- (4) Aron, op. cit., p. 61.
- (5) このこととは「行為」を「因果的だ」考察するすべての可能性を否定することを意味してはいない。たとえば、R. Taylor のように「行為者自身を「原因」とする」という説も可能である。もっともこの場合には、因果性の概念が、実証主義者の用いる概念とはまったく違ったものとなるだろう。しかし、Taylor の説においても、行為を因果的だ「説明」することはできなく。 Cf. R. Taylor, *Action and Purpose*.
- (6) Collingwood, *Metaphysics*, pp. 292—293.
- (7) Cf. P. Gardiner, *The Nature of Historical Explanation*, pp. 119, 120.
- (8) Gardiner, op. cit., p. 136.
- (9) 'goal-directed' の概念は Cf. C. Taylor, *The Explanation of Behavior*, pp. 26—29; R. Taylor, op. cit., ch. 15. なお 'goal-directed' の概念は 'agency', 'responsibility' の概念と密接に結びつており、これらの概念なくして「行為」を語ることはできないのであるが、ここでは「行為の性格づけ」がとくに問題であるゆえに、これらの概念には言及しないことにする。<sup>28</sup>
- (10) von Wright, op. cit., pp. 67, 68.
- (11) von Wright, op. cit., pp. 26, 27, 96.
- (12) von Wright, op. cit., pp. 83, 84.
- (13) Hempel, *The Function. (Theories, pp. 349, 350).*

## (五)

「歴史的因果説明」および「行為説明」はともに、本質的には、「了解的説明」であること、また、「了解的説明」は「科学的説明」とは「概念的」にも「論理的」にもまったく相違するものであることが明らかになった。もともと、「科学的説明」は、出来事の生起の「必然性」ないし「高い蓋然性」を明らかにしようとするものであり、他方、「了解的説明」は、出来事の「意味」ないし「意味連関」に關しての「明証性」を獲得するのをその目的としているのである。両者は互いに他をもって代置しえない。出来事の生起の「必然性」は、その出来事の「意味」に關する「明証性」になにもも付け加えないし、また、「意味の明証性」それ自体は、出来事の現実の生起を保証しえないのである。<sup>(1)</sup> もっとも、「科学的説明」と「了解的説明」とのこのような原理的な区別は、実際の研究における両者の相補可能性を否定するのではない。しかし、両者をいづれか一方に還元しようとする試みは根本的に誤りである。つまり、「了解的説明」の「科学性」ないし「客観性」は、「了解的説明」を「科学的説明」に還元することによって得られるのではない。たしかに、「了解的説明」は、その論理構造から言っても、「形式的妥当性」しかもちえず、この意味で、「解釈」と呼ばれるべきものであり、また、その「解釈」の「複数性」は避けえないのである。だが、その「解釈」の「客観性」が求められる場合には、それは「科学的説明」における「客観性」とはまったく別のカテゴリーで考えられねばならないであろう。「人間の過去を蘇えらせるには、科学は不要である。必要なのは資料とわれわれの経験である」。<sup>(2)</sup>

(1) Cf. K. Jaspers 「精神病理学総論」(内村・西丸・島崎・岡田訳) 中巻、一—六ページ。

(2) Aron, op. cit., p. 41.

(了)

Erstens: Weil die objektive Erkenntnis auf die Übereinstimmung mit dem Objekt zielt und dadurch kritisiert werden kann, so muß der transzendente Gegenstand notwendigerweise als ein Kern der Verbindung der Vorstellungen in der gegenständlichen Erkenntnis wirken. Dies ist nur deshalb möglich, weil der transzendente Gegenstand nicht das Ding an sich, sondern ein Ausdruck der Gegenständlichkeit der Erscheinungen überhaupt ist.

Zweitens: Die Einheit der Apperzeption kann uns nicht als solche gegeben werden, sondern nur dadurch, daß die Apperzeption als ein Akt den Vorstellungen die synthetische Einheit gibt, wirklich gemacht werden. Man kann nur reflektierend der Einheit bewußt werden.

Drittens: Damit die Erkenntnis intersubjektiv kritisiert werden kann, muß sie durch Begriffe ausgedrückt werden. Die Begriffe bestehen in der Verbindung der Vorstellungen. Diese ist die Einheit, die man aber nicht durch die Abstraktion gegebener Begriffe erreicht, sondern nur dadurch, daß man die Vorstellungen aus einem Gesichtspunkt auffaßt. Der allerallgemeinste Gesichtspunkt, der sich in allen Erkenntnissen, auch in allen Protokollurteilen finden soll, ist derjenige der Beziehung auf den transzendenten Gegenstand. Diesen Gesichtspunkt in die Vorstellungen hineinzubringen ist gerade der Akt der transzendenten Apperzeption.

## **Explanation in History**

*by* Takashi Maruyama

The current discussions about the nature of historical explanation have their origin in an article by C. G. Hempel entitled 'The Function of General Laws in History'. Hempel argues that the logical structure of explanation, or the function of general laws in explanation, is basically the same in all areas of scientific inquiry, and in this sense he stresses the methodological unity of all empirical sciences. Thus the nature of historical method comes to be unravelled through the analysis of the logical structure of

‘explanation’.

Admittedly history as one of empirical sciences seeks for ‘die denkende Ordnung der empirischen Wirklichkeit’, and for that purpose it uses general concepts or generalizations. Moreover history can give us explanations of events. However ‘historical explanation’ is fundamentally different from ‘scientific explanation’. For what historical explanation seeks to attain is in essence ‘Verstehen’, and its logical structure is not causal but teleological. In this paper I try to show this by examining the characters of historical causal explanation and explanation of action.